

郵送による転出届・特例転出届

■太枠内をすべてご記入ください。

上尾市長 あて ◎以下のとおり「郵送による転出届・特例転出届」をいたします。

どちらかに○をつけてください(裏面で確認) 

届出日	(この用紙を書いた日付)			届出人		(転出される本人が自筆)	
	令和	年	月	日			
転出(予定)年月日	(新住所に住み始める日)			連絡先	(必ず記入してください)		
	令和	年	月	日	届出人との関係()	—	—
旧住所	埼玉県上尾市 アパート・マンション名等()				今までの世帯主	フリガナ	
新住所	都道府県	区市郡	区町村	(アパート・マンション名等())	新住所での世帯主	フリガナ	
転出される方の氏名			生年月日	性別	マイナンバーカード		
フリガナ			大・昭・平・令	男・女	有・無	有効期限	
氏名			.. 生			
フリガナ			大・昭・平・令	男・女	有・無	
氏名			.. 生			
フリガナ			大・昭・平・令	男・女	有・無	
氏名			.. 生			
フリガナ			大・昭・平・令	男・女	有・無	
氏名			.. 生			

【注意事項】

◆共通

- ・本人確認書類の不足、記入漏れ、連絡がとれない等条件を満たさない場合、届出を受付できません。
- ・受理後には、なりすまし防止のため旧住所地に「異動受理通知」を送付いたします。
- ・国民健康保険、介護保険、子ども支援の手続きは別途必要になる場合があります。担当課にご確認ください。
- ・委任状があっても代理人からの申請は受付できません。本人による申請のみ受付可能です。

◆特例転出の場合

- ・特例転出届を希望されている方でも手続きの条件が満たされない場合は、郵送による転出届として受付し、「転出証明書」等を交付することができます。
- ・特例転出届が受理され、上尾市役所より連絡があった後、新住所地の市役所等にマイナンバーカード等を持参し、暗証番号を入力することで転入の手続きが可能です。

転出届方法のフロー

転出する方の中に、現在有効なマイナンバーカード所持者がいる。
※有効期限内である。破損がない。一時利用停止中などがないもの。

はい

以下の項目について、すべてあてはまりますか。

- 転入する日から14日以内に転入先の市役所で届出を出すことができる。(転出(予定)年月日から14日経過している場合は不可。)
- 異動者本人か同一世帯の方が、マイナンバーカードを持参し、転入届を出すことができる。
- カードの4桁の暗証番号(住民基本台帳用暗証番号)が分かる。
- 転出先が日本国内である。
※国外への転出で、一年以内に日本に戻る場合は手続き不要

いいえ

はい

いいえ

特例(カードによる)の転出
※マイナンバーカードが証明書代わりになります。

転出証明書の交付

◆次のものを封書にて上尾市役所 市民生活部市民課 記録担当宛に郵送してください。

【必要なもの】1、2は必須です。3、4は該当する方のみです。

<input type="checkbox"/> 1.郵送による転出届・特例転出届	「郵送による転出届・特例転出届」太枠内に必要事項を記入ください。
<input type="checkbox"/> 2.本人確認書類の写し	届出人である方の本人確認書類の写し（有効であるものに限る） ◆官公庁発行の顔写真付き証明書がある場合、1点 マイナンバーカード・免許証・パスポートなど ◆上記のものがない場合、2点必要 健康保険証・年金手帳・介護保険証など
<input type="checkbox"/> 3.返信用封筒 ※特例転出の場合不要	折り返し「転出証明書・窓口のご案内」を返送いたしますので、返信用封筒にあなた様の宛先（転入先、もしくは転出前の上尾市の住所）を記入し、110円切手を貼った封筒と一緒に送付してください。
<input type="checkbox"/> 4.上尾市で発行された各証書	国民健康保険被保険者証・介護保険証・印鑑登録証・こども医療受給者証など

【郵送先】

〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
上尾市役所 市民生活部市民課 記録担当 宛

電話 048-782-8790